

改定内容

改定後	改定前
<p data-bbox="256 344 774 427">「りゅうぎんアプリ」利用規定 (2025年8月1日現在)</p> <p data-bbox="244 488 786 571">7. 認証情報の盗用等による不正な振込等</p> <p data-bbox="264 584 392 618">(1) 手続</p> <p data-bbox="244 631 786 808">認証情報の盗用等による不正な振込等が本アプリを通じて行われた場合、利用者は、以下の各号の手続を履行してください。</p> <p data-bbox="244 822 786 904">(i) 速やかに、当行への通知を行ってください。</p> <p data-bbox="244 918 786 1048">(ii) 認証情報の盗用等や不正な振込等に関連する、調査に必要なデータなどを削除しないでください。</p> <p data-bbox="244 1061 786 1328">(iii) 当行及び関係会社(保険会社を含む。以下「当行等」)が求める調査に協力し、当行等の求めに応じて、警察署への被害届の提出状況など、被害状況が分かる資料等を示してください。</p> <p data-bbox="244 1344 424 1377">(2) 補償条件</p> <p data-bbox="244 1391 786 1720">①前項各号の手続に協力している場合で、次の各号に掲げる全ての要件を充たし、かつ、認証情報の盗用等による不正な振込等について利用者に故意または過失がないときは、当行は、利用者に対し、次項に定める内容の補償をします。</p> <p data-bbox="244 1733 786 1955">(i) 認証情報の盗用等又は不正な振込等が、利用者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたものでないこと。</p> <p data-bbox="244 1968 786 2051">(ii) 被害状況についての当行に対する説明あるいは当行に提出した資料</p>	<p data-bbox="825 344 1342 427">「りゅうぎんアプリ」利用規定 (2025年1月7日現在)</p> <p data-bbox="815 488 940 521">&lt;新設&gt;</p>

に関し、重要な事項について虚偽の説明が行われていないこと。

(iii) 認証情報の盗用等が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたものでないこと。

②前①の定めに関わらず、認証情報の盗用等による不正な振込等について利用者に過失があるときでも、当該過失が重過失にあたらないときは、当行は、利用者に対し、次項に定める内容の一部の補償をすることがあります。

(重過失がある場合の例)

(i) 当行が個別的・具体的に注意喚起していたにもかかわらず、注意喚起された手口により騙されて、認証情報の入力、生体認証による認証、またはマイナンバーカードによる認証を行った場合。

(ii) 警察や銀行等を騙る者に対し、認証情報を回答してしまった場合。その他、正当な理由もなく、認証情報を他人へ教えた場合。

(iii) 認証情報を手帳等にメモしていたり、スマートフォン等のメモ情報やパソコン、インターネット上のデータ保管サービス（電子メールボックス、クラウドサービス等）に保存しており、利用者の不注意により、当該手帳やスマートフォン等が盗難等に遭う等して、当該認証情報が盗用等された場合。

(iv) 身に覚えのない預金残高の変動、ウイルス感染等により、不正な払戻しがおこなわれる可能性を認識、または認識し得たにもかかわらず、当行への通知がおこなわれていない場合。

(v) その他、利用者には、前各号と同程度の注意義務違反がある場合。

### (3) 補償の範囲

①前項の条件を充たす場合、当行は、当行への通知がおこなわれた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを利用者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする）前の日以降になされた不正な振込等の金額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（前項②に基づき一部の補償をすることとするときは、それらの金額の一部）を補償するものとします。

②不正な振込等の支払原資となった預金（以下「対象預金」という）について、当行が利用者に払戻しを行っている場合、この払戻しを行った金額の限度において、前①の補償の金額は減額されることとします。また、利用者が、当該不正な振込等を行った者等から損害賠償または不当利得返還の支払いを受けた場合も、その受けた金額の限度において、前①の補償の金額は減額されることとします。

### (4) 補償の期限

第1項乃至第3項の定めに関わらず、当行への通知が、認証情報の盗用等が行われた日（当該盗用等が行われた日が明らかでないとき、または当該盗用等が行われていないものの利用者自らが認証情報の入力等を行うことで不正な振込等が行われたときは、不正な振込等が最初に行われた日）から、2年を経過する日より後に行われたときは、当行は、補償をしないこととします。

### (5) 補償に伴う効果

①当行が補償を行った場合、当該補償を行った金額の限度において、利用者

の対象預金にかかる権利は消滅します。

②当行が補償を行ったときは、当行は、当該補償を行った金額の限度において、当該補償に係る認証情報の盗用等による不正な振込等について、利用者が第三者に対して有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権又はこれらに付随する一切の権利を取得するものとします。

## 12. 免責事項

(1) 本サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出・情報漏えい等が生じた場合、そのために利用者に生じた損害については、当行に責めがある場合および 7 条に該当する場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

<新設>

※上記は改定部分のみを記載しております。

以上